

## ▼ 滞在地、転出先での不在者投票

宮津市の選挙人名簿に登録されている方（登録住所へ入場券を発送しています）で、宮津市の投票所へ来れない次のような方は、滞在地、転出先で不在者投票ができます。

- ① 旅行や出張等で長期不在の方
- ② 18歳以上の学生の方
- ③ 最近、他の市区町村へ引越しをして転入届を出したが、新しい住所地でまだ選挙人名簿に登録されていない方 など

### ▼このような手順で…

次のページの「不在者投票宣誓書兼請求書」をA4普通紙にプリントアウトし、投票日に投票所に行けない事由、請求日、氏名、生年月日、現住所を記入して、宮津市選挙管理委員会あてに郵送してください。

あて先：〒626-8501 宮津市字柳縄手 345 番地の 1  
宮津市選挙管理委員会事務局

また、電子申請による投票用紙の請求もできます。ただし、カードリーダーのご用意とマイナンバーカード又は住民基本台帳カードによる電子署名が必要です。

選挙管理委員会から投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書を送付します。

送付された投票用紙等を、そのまま持って、現在滞在中の最寄りの選挙管理委員会へ行って投票してください。（※自宅で投票することはできません。）

# 投 票

投票したものは、滞在地の選挙管理委員会から宮津市選挙管理委員会に送付され、投票日に指定の投票所に送致し、投函します。

※ なお、郵送などに日数がかかりますので、お早めに手続きください。